

⑤原子力災害からの復旧・復興 (風評対策)

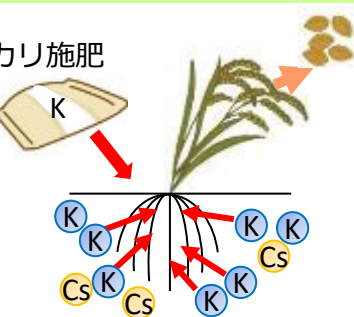
農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

- 放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。
- 引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米

カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



カリ施肥

土壤中のカリ濃度が適正な場合、放射性セシウムの吸収は抑制される



カリウム散布状況

畜産物

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。

モニタリング対象県の牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう抽出検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- ・除染後に生産された牧草の放射性セシウム濃度を調査し、飼料としての利用の可否を判断。



ゲルマニウム半導体検出器による分析
(農林水産省「放射性物質の分析について」)

- ・土壌診断の結果を踏まえカリの施肥を行う。
交換性カリウム濃度は30~40mg/100gが有効。
- ・カリ施肥後、グラスタニー、周産期病の原因となる可能性があり、牧草ミネラル濃度の確認などが必要。

きのこ

きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。(きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg)

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、発生したきのこの放射性物質を検査する等の栽培管理を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

具体的な取組



きのこ原木の導入支援

栽培管理ガイドライン

都道府県が、ガイドラインを基に、出荷制限の状況、空間線量率などを勘案して、地域の実情に応じた取組事項を選択できるようチェックシートを作成。生産者は、チェックシートを基に栽培管理を実施。

〈必須工程〉

- 原木・ほだ木の購入時の確認と管理
- 発生前のほだ木の管理(放射性物質の検査等)
- 指標値を超えた原木・ほだ木の廃棄・再検査
- 安全性を確認するための発生したきのこの検査

〈放射性物質を低減するための重要工程〉

- 原木・ほだ木の洗浄
- 空間線量率の測定
- ほだ場など作業場所の環境整備

状況に応じて

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

○ 農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、現在基準値超過の農畜産物の流通はなしきのこ・山菜類、水産物でも、基準値を超過したものはごくわずか。

農林水産物の放射性物質の検査結果注1（17都県注2）

品 目		令和5年度注3、注4		令和6年度注3、注4		令和8年3月31日時点注3、注4		基準値超過品目
		基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	令和7年度 (令和6年度)
農 畜 産 物	米	0 %	0 (81,365)	0 %	0 (75,131)	0 %	0 (29,734)	—
	麦	0 %	0 (114)	0 %	0 (100)	0 %	0 (99)	—
	豆 類	0 %	0 (108)	0 %	0 (101)	0 %	0 (97)	—
	野 菜 類	0 %	0 (3,419)	0 %	0 (2,380)	0 %	0 (2,100)	—
	果 実 類	0 %	0 (968)	0 %	0 (584)	0 %	0 (549)	—
	茶注5	0 %	0 (16)	0 %	0 (3)	0 %	0 (1)	—
	その他 地域特産物	0.8 %	1 (127)	0 %	0 (116)	0 %	0 (104)	—
	原 乳	0 %	0 (180)	0 %	0 (119)	0 %	0 (106)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 %	0 (7,151)	0.01 %	1 (7,049)	0 %	0 (7,172)	— 〈牛肉注6〉
きのこ・山菜類		0.8 %	69 (8,130)	0.6 %	63 (9,726)	0.9 %	33 (3,726)	コシアブラ、タケノコ等4品目 〈コシアブラ、タケノコ等4品目〉
水 産 物		0 %	0 (14,196)	0 %	0 (15,208)	0.02 %	2 (13,045)	ヤマメ、イワナ
農林水産物計		0.06 %	70 (115,774)	0.06 %	64 (110,517)	0.06 %	35 (56,733)	

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。検査点数には、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定。以下「検査ガイドライン」という)に基づき17都県が実施したモニタリング検査のほか、他の道府県、市町村及び生産者団体等が実施した検査(出荷後に流通品を対象に行われた検査を含む)のものを一部含む。農畜産物については、栽培/飼養管理が可能な品目が対象。きのこ・山菜類については、栽培管理されていない野生のものも含む。(注2) 検査ガイドラインで対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値(100 Bq/kg)を超過した割合(原乳については50 Bq/kg)。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類(米、大豆等)について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。(注5) 飲料水の基準値(10 Bq/kg)が適用される緑茶のみ計上。

(注6) 農家で隔離されていた古い稲わら(平成23年4月に収集したもの)が誤って給与されていたことによるもの。現在は、古い稲わらが給与されないよう、改めて隔離措置を徹底。なお、当該牛肉は流通していない。

- 科学的根拠に基づかない風評が今なお残っていることを踏まえ、平成29年12月、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定。（復興大臣の下、関係省庁局長クラスを構成員とするタスクフォースで決定）
- 本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

ポイント

	知ってもらう	食べてもらう	来てもらう
対象	①児童生徒、教育関係者 ②妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者 ③広く国民一般	①小売、流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国要人、外国プレス ④在留外国人、海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス、在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項と健康影響 ②食品と飲料水の安全性 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 等
具体的施策	①放射線副読本の改訂 ②乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始 等	①福島県産品の販売場所の情報発信 ②流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供 ③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ ④食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等	①福島県ならではの「ホープツーリズム [※] 」の推進 ※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組 ②東北を対象としたプロモーション 等

○ 農林水産省は、関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省）等と連携して、食品中の放射性物質の現状や生産者の取組について、ウェブサイトや意見交換会等により、正確な情報発信やリスクコミュニケーションを推進。

農林水産省ウェブサイト

- ・食品中の放射性物質の検査結果等を随時更新。

食品中の放射性物質について知りたい方へ（消費者向け情報）

掲載日：平成27年1月30日
更新日：令和 7年8月25日

平成23年に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故の影響により、放射性物質が食品の安全対策の課題の一つになっています。
食品の安全性確保に向けた取組や被災地を応援する取組についてまとめました。



意見交換会等(令和 7年)

- ・子育て世代を対象とした親子イベント(東京(9月)・大阪(11月))を開催。



トピックス

- ・ 食品中の放射性物質の最近の検出状況 [令和7年7月18日] New

- ・ 農林水産省「消費者の部屋『震災復興展示』」(3月)を開催。

リーフレット等



動画配信

- ・ 震災復興に取り組む漁業者等を紹介。



「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を平成23年4月より推進。
- 関係省庁と連携し、平成24年度より経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼。
- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。



「食べて応援しよう！」

被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組： 2,028件
うち被災地産食品販売フェア等： 1,318 件
社内食堂等での食材利用： 605 件
(平成23年4月～令和8年3月までの間)



社内売店における福島県産米の販売



被災地産食品を使用したメニューの提供

福島県の農林水産業の再生に向けた取組状況（生産段階での取組）

MAFF

○ 福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等取得に係る研修受講や審査費用等を支援。
＜福島県内GAP取得状況＞（令和7年3月末時点・福島県調べ）
認証件数：420件（GLOBALG.A.P. 13件、ASIAGAP 9件、JGAP 162件、FGAP 236件） 認証経営体数：811経営体
- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員資格取得を支援。令和6年度は192名がJGAP指導員資格研修を受講。
- ・ 消費者・実需者等の理解促進のため、GAPに関する産地情報の発信等を支援。



国際水準に引き上げたFGAPの現地審査



都内でのGAP認証農産物のPR販売

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る研修受講や審査費用等を支援。
＜福島県内有機JAS取得状況＞（令和7年3月末時点）
認証件数：69件 認証経営体数：118経営体
- ・ 生産に必要な機械等の導入や、技術の開発・普及を支援。
- ・ 有機栽培米等の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等を開催し販路拡大を支援。



乗用除草機による水田除草



オーガニックふくしまマルシェ

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



シャーベットアイス冷却による高鮮度保持

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。

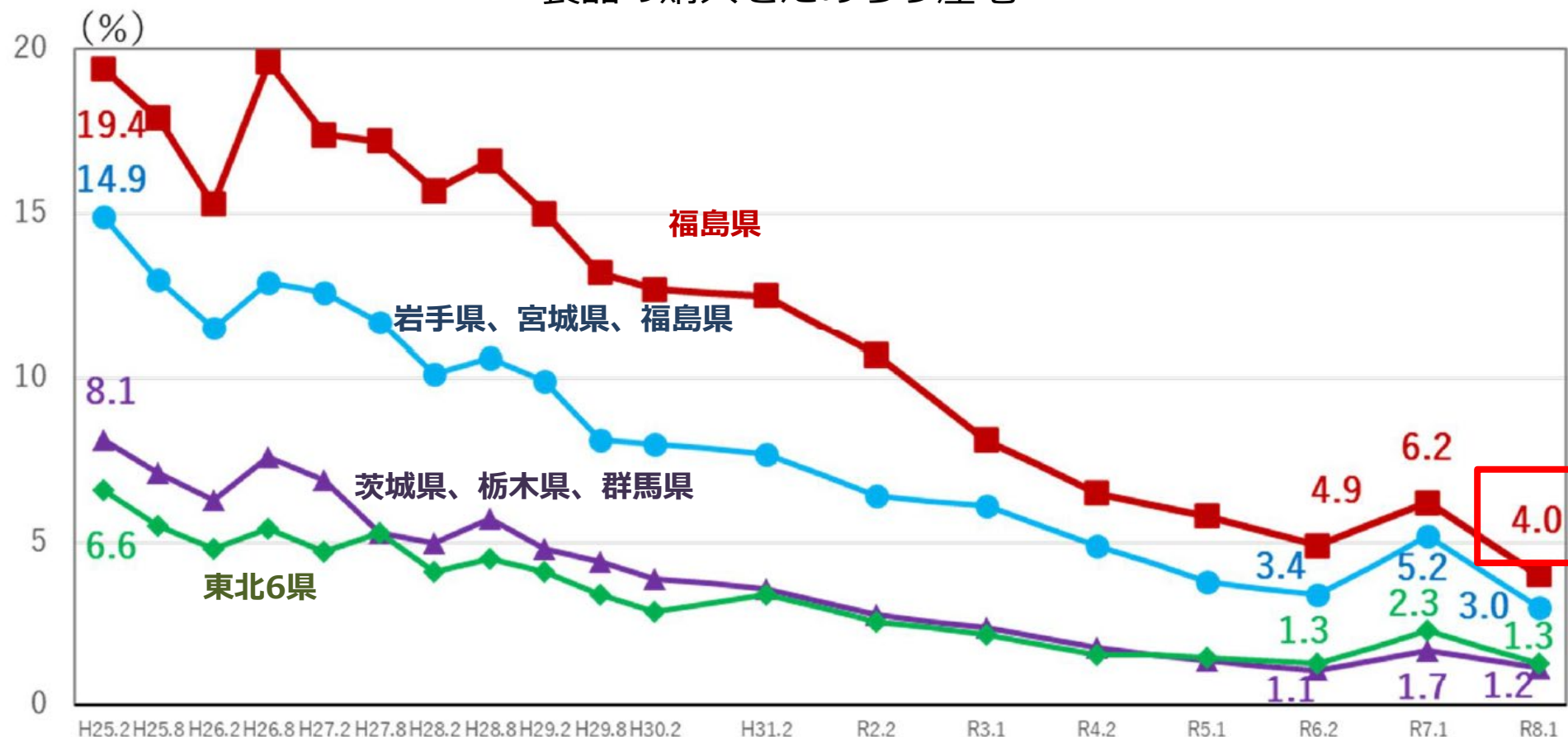


ゲルマニウム半導体検出器による測定

食品についての風評の現状

○放射性物質を理由に被災地産品の購入をためらう人の割合は、相当減少。
(福島県：平成24(2012)年度：19.4%→令和7(2025)年度：4.0%)

食品の購入をためらう産地



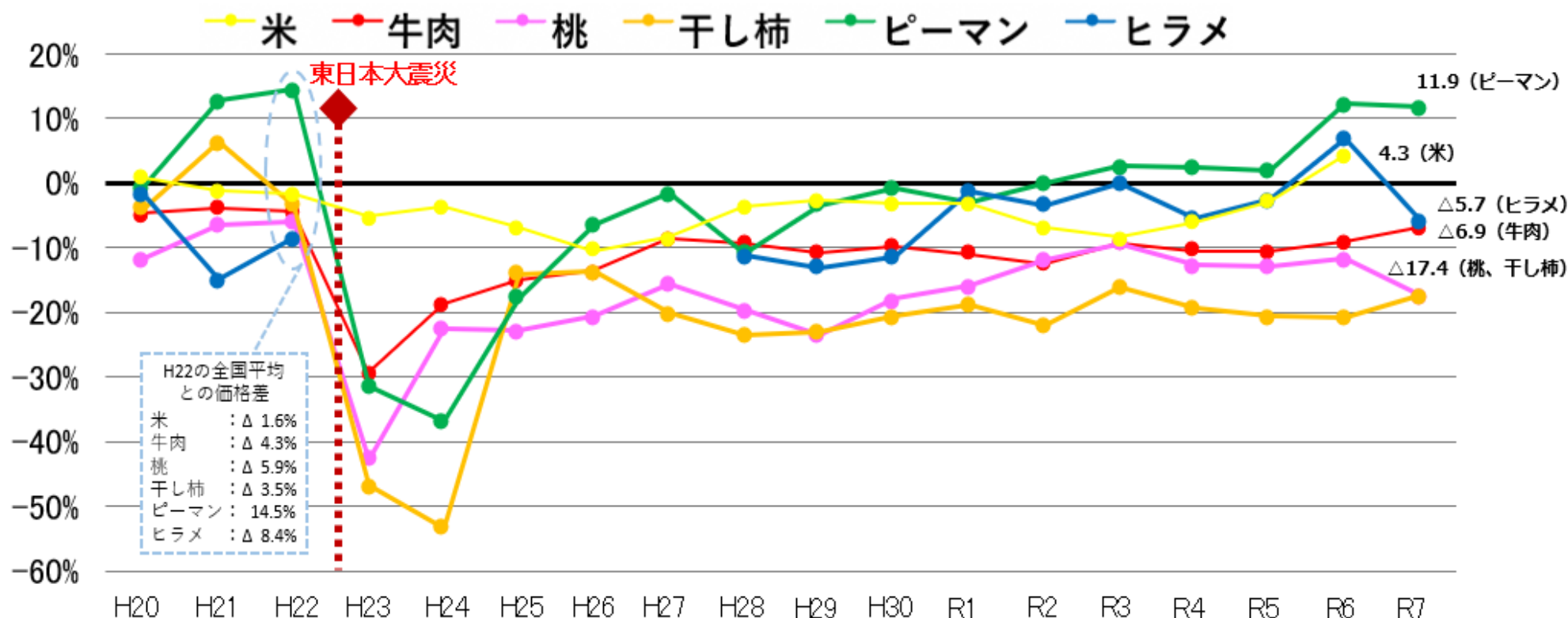
資料：消費者庁「風評に関する消費者意識の実態調査（第19回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、食品中の放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

福島県産品と全国平均の価格差

- 福島県産品と全国平均の価格差の推移は、概ね回復傾向。
- 一方で、価格差が震災前のポジションに戻っていない品目も存在。

福島県産品と全国平均の価格差の推移



※指数は福島県産品と全国平均の価格差を全国平均の価格で割った値である。

※米は産年単位、牛肉、干し柿及びヒラメは年度単位、桃及びピーマンは7～9月の値である。

※令和7年度は令和7年12月までの実績である。

※干し柿にはあんぽ柿以外も含まれる。

※ヒラメは平成28年に試験操業の対象魚種となり出荷が再開された。

データ出所: 米は農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推定値、それ以外は東京都中央卸売市場「市場統計情報」

流通段階における取扱姿勢の評価、取扱減少の理由

- 消費者が自身の購入姿勢を比較的前向きに評価している一方で、小売業者・外食業者は消費者の購入姿勢を概ね中立的と評価しているなどの認識の齟齬の解消に向けた、更なる取組が必要。
- 震災前より取扱いが減少した等の理由として、「他産地産のもので賄えるから」と答える事業者が約4割を占めており、福島県産を取り扱ってもらうための取組が必要。

福島県産品の取扱姿勢の評価（自己評価・他社評価）

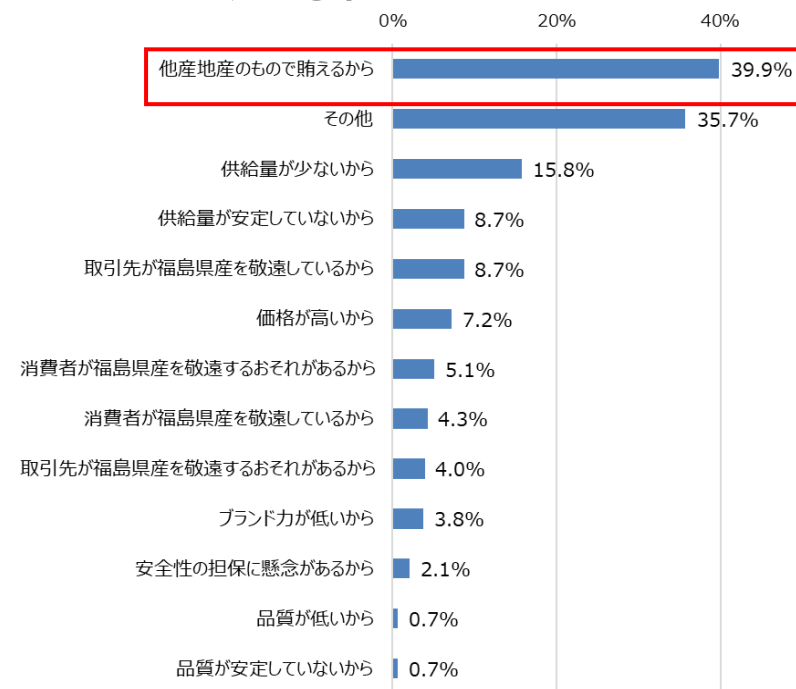
	取扱姿勢・購入姿勢					
	卸売	仲卸	加工	小売	外食	消費者
卸売による評価	4.2 (87)	3.8 (66)	3.5 (67)	3.5 (77)	3.7 (62)	
仲卸による評価		3.7 (277)	3.2 (106)	3.2 (172)	3.1 (149)	
加工による評価			3.3 (173)	3.2 (56)	3.0 (31)	
小売による評価				3.5 (304)		3.1 (176)
外食による評価					3.2 (305)	3.1 (107)
消費者による評価						3.6 (-)

（注）農林水産省「令和7年度福島県産農産物等流通実態調査」。

「5：前向き」「4：やや前向き」「3：どちらともいえない」「2：やや後向き」「1：後向き」の5段階評価の平均値。カッコ内の数値は、評価する側とされる側の組合せごと回答数。

消費者自身の姿勢については、全国の消費者への調査での4,000人の回答。

震災前より取扱いが減少、取扱いが無くなった、 現在も取扱いが無い理由



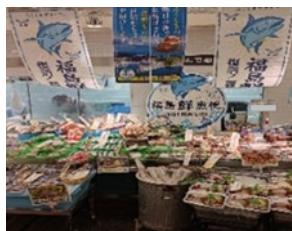
（注）農林水産省「令和7年度福島県産農産物等流通実態調査」。

「震災前から取り扱っており、震災前から減少した」「震災前は取り扱っていたが、震災後取扱いがなくなった」「震災前も現在も福島県産の取扱いはない」事業者のみ対象。

- 水産業において、ALPS処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、被災県産水産物の取扱拡大等への支援とともに、消費者に積極的に購入していただけるよう支援を行います。
- 農林業においても、福島県産品の販売棚の確保等に向けた取組を引き続き支援します。

水産物の販売促進

- **被災県産水産加工品の販売促進、情報発信**
 - ・ 大手寿司チェーンや外食店等でフェアを開催
 - ・ 量販店・専門鮮魚店等における販売を支援
 - ・ EC販売業者と地元加工業者のマッチング・商品開発を支援
 - ・ 海外バイヤーを被災地に招聘し、産地訪問の機会を創出
- **福島県産水産物の販売促進**
 - ・ 大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売
 - ・ 地元消費を着実に増やすため消費地市場の水産卸等を支援
- **消費者への魅力等の発信**
 - ・ 福島県をはじめとした被災地産水産物の魅力等に関する情報を発信する取組を支援
- **経産省、復興庁とともに「三陸・常磐ものネットワーク」の取組を支援**



量販店の販売コーナー



海外バイヤーの産地招聘

農林産物の販売促進

- **被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の運動を継続して展開**
- **福島県産農林産物の取扱拡大を支援**
 - ・ 量販店等で販売コーナーの設置、フェア・商談会の開催、バイヤーツアーの実施等ブランド化を支援
 - ・ オンラインストアにおける特設ページの運営等による福島県産品の魅力や安全性の配信等を支援
 - ・ テレビCM等を活用した販売促進を支援
 - ・ 輸出可能国・地域で商談会・展示会参加や試験販売開催等の販売促進を支援
 - ・ 専門家のサポート等による生産者の販路開拓等の支援



バイヤーツアーの実施



台湾現地での魅力発信の様子

ALPS処理水放出に伴う風評対策（トリチウムのモニタリング）

- 試料は処理水放出口の南北約5kmの2地点で採取。
- 放出後から令和8年6月12日までに分析したヒラメなど
600検体の分析結果は、放出前と同様に全て検出限界値（10Bq/kg 程度）未満となった。

<処理水放出後>

No.	試料採取		試料名	(単位:Bq/kg)		No.	試料採取		試料名	(単位:Bq/kg)		No.	試料採取		試料名	(単位:Bq/kg)	
	日	時		検出限界値	日		時	検出限界値		日	時		検出限界値				
1	R5.8.25	4:50頃	ヒラメ	不検出	(8.06)	31	R5.9.15	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.41)	571	R8.4.15	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.66)
2	R5.8.25	4:40頃	ホウボウ	不検出	(8.22)	32	R5.9.15	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)	572	R8.4.15	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.61)
3	R5.8.26	5:00頃	ホウボウ	不検出	(8.76)	33	R5.9.16	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.60)	573	R8.4.16	4:15頃	ヒラメ	不検出	(8.83)
4	R5.8.26	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.81)	34	R5.9.16	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.69)	574	R8.4.16	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.83)
5	R5.8.27	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.61)	35	R5.9.17	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.75)	575	R8.4.17	4:30頃	ヒラメ	不検出	(9.67)
6	R5.8.27	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.63)	36	R5.9.17	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.74)	576	R8.4.17	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.57)
7	R5.8.30	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.90)	37	R5.9.18	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.47)	577	R8.4.20	8:00頃	ヒラメ	不検出	(9.04)
8	R5.8.30	5:00頃	トラフグ	不検出	(8.13)	38	R5.9.18	5:10頃	ホウボウ	不検出	(7.57)	578	R8.4.20	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.99)
9	R5.8.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.49)	39	R5.9.19	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.76)	579	R8.4.28	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.81)
10	R5.8.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.66)	40	R5.9.19	5:20頃	ヒラメ	不検出	(8.57)	580	R8.4.28	3:00頃	ヒラメ	不検出	(9.83)
11	R5.9.1	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.70)							581	R8.5.8	4:10頃	ヒラメ	不検出	(9.61)
12	R5.9.1	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)				—			582	R8.5.8	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.48)
13	R5.9.2	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.31)				:			583	R8.5.12	3:00頃	ヒラメ	不検出	(9.64)
14	R5.9.2	5:00頃	マダイ	不検出	(8.49)				:			584	R8.5.12	3:00頃	ヒラメ	不検出	(9.61)
15	R5.9.3	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.20)				:			585	R8.5.19	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.84)
16	R5.9.3	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.08)				:			586	R8.5.19	2:30頃	ヒラメ	不検出	(9.91)
17	R5.9.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.88)				:			587	R8.5.26	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.56)
18	R5.9.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.00)				:			588	R8.5.26	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.56)
19	R5.9.6	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.93)				—			589	R8.6.2	4:30頃	ヒラメ	不検出	(9.66)
20	R5.9.6	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.66)							590	R8.6.2	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.52)
21	R5.9.7	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.57)	561	R8.4.7	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.92)	591	R8.6.3	4:30頃	ヒラメ	不検出	(9.24)
22	R5.9.7	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.60)	562	R8.4.7	5:00頃	ヒラメ	不検出	(10.03)	592	R8.6.3	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.19)
23	R5.9.11	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.52)	563	R8.4.8	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.13)	593	R8.6.9	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.81)
24	R5.9.11	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.62)	564	R8.4.8	4:30頃	ヒラメ	不検出	(9.22)	594	R8.6.9	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.99)
25	R5.9.12	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.77)	565	R8.4.9	5:05頃	ヒラメ	不検出	(9.60)	595	R8.6.10	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.93)
26	R5.9.12	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.88)	566	R8.4.9	5:10頃	ヒラメ	不検出	(9.72)	596	R8.6.10	3:30頃	ヒラメ	不検出	(8.81)
27	R5.9.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.29)	567	R8.4.10	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.09)	597	R8.6.11	4:00頃	ヒラメ	不検出	(9.11)
28	R5.9.13	5:00頃	ホウボウ	不検出	(7.51)	568	R8.4.10	5:15頃	ヒラメ	不検出	(9.08)	598	R8.6.11	3:30頃	ヒラメ	不検出	(8.99)
29	R5.9.14	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.75)	569	R8.4.14	3:30頃	ヒラメ	不検出	(10.01)	599	R8.6.12	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.81)
30	R5.9.14	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.07)	570	R8.4.14	3:30頃	ヒラメ	不検出	(10.06)	600	R8.6.12	3:30頃	ヒラメ	不検出	(9.84)

(世界保健機関（WHO）の飲料水水質ガイドライン基準：10,000Bq/L)
(出典：水産庁webサイト <https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>)

- 原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き。規制を措置した55の国・地域のうち、50の国・地域で輸入規制を撤廃、5の国・地域で輸入規制を継続（2025年11月に台湾が規制を撤廃）。

規制措置の内容／国・地域数※1			国・地域名
事故後輸入 規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域 50		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、台湾
	輸入規制を 継続して措置 5	一部の都道府県を 対象に検査証明書を要求 1	ロシア
		一部の都道府県を対象に 輸入停止 4	中国※2、香港、マカオ、韓国

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
※2 37道府県の水産物の中国向け輸出については、輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、実施可能。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

- ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置されている。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後 輸入停止を 措置 3	全都道府県 の水産物を 輸入停止	ロシア
	10都県 の水産物等を 輸入停止	香港
	10都県 の生鮮食品等を 輸入停止	マカオ

農林漁業者への賠償支払い状況

- 農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。
- 農林水産関係では令和7年11月30日までに、約1兆1,825億円を支払っている※。
※令和7年11月30日時点で、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

- 農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（牛乳・乳製品に限る）】岩手、宮城、群馬

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【畜産物（牛肉・乳製品、牛肉を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出